

**『ケアマネジャー試験 らくらく暗記マスター2018』
2018年介護保険制度改正・介護報酬改定に伴う主な改正内容**

本書発行後の介護保険制度・介護報酬の改正について、受験対策に必要なと思われる主な事項を収載させていただきます。

【介護支援分野】

7 要介護認定・要支援認定（28頁～）

頁	改正箇所	改正内容
33	・「認定の有効期間」表中	「24か月」 → 「36か月」
	・声に出して覚えよう	「24か月」 → 「36か月」

19 居宅介護支援（73頁～）

頁	改正箇所	改正内容
73	・「人員基準（介護予防支援と比べながら）」表中	【「管理者」の項目】 「常勤の介護支援専門員」 → 「常勤の主任介護支援専門員（2020年度までの経過措置期間あり）」
	・声に出して覚えよう	「介護支援専門員」 → 「主任介護支援専門員」
79	・「居宅介護における加算」表中	【※の補足事項】 「等がある」 → 「ターミナルケアマネジメント加算」等がある

【保健医療サービスの知識等】

18 居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導（155頁～）

頁	改正箇所	改正内容
155	・「事業者・従業者・サービス内容」表中	【「事業者」の項目】 「薬局、訪問看護ステーション」 → 「薬局」
		【「従業者」の項目】 「歯科衛生士、看護職員」 → 「歯科衛生士」
		【「従業者」の項目の吹き出し】 「薬局は薬剤師、訪問看護ステーションは看護職員の配置」 → 「薬局は薬剤師の配置」
156	・「介護報酬（職種による業務内容と回数限度）」表中	【「看護職員」の項目】 → 削除
		【「看護職員」の項目の吹き出し】 → 削除

21 定期巡回・随時対応型訪問介護看護および看護小規模多機能型居宅介護（161 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
162	・トリの吹出し	「3 か月」 → 「6 か月」

22 介護老人保健施設（165 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
166	・「介護報酬（主な加算）」表中	<p>【「口腔衛生管理加算」の項目】</p> <p>「歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月 4 回以上行った場合」 → 「歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、①月 2 回以上、入所者に対して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを行う、②歯科衛生士が、入所者の口腔ケアについて介護職員に対して具体的な技術的助言および指導を行う、③歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応する、のいずれの基準にも該当する場合」</p>

【福祉サービスの知識等】

9 訪問介護（188 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
189	・「介護報酬（主な加算・減算）」表中	<p>【「事業所と同一敷地内の建物等に居住する利用者にサービス提供」の項目】</p> <p>「100 分の 90」 → 「100 分の 90 および 100 分の 85」</p> <p>【※の補足事項】</p> <p>「※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームに限る」 → 「※同一敷地内の建物等居住する利用者に訪問介護を行った場合、事業所の 1 月あたりの利用者数が 50 人未満の場合は 100 分の 90、50 人以上の場合は 100 分の 85 に減算される。また同一敷地内建物等に該当しないが、事業所の 1 月あたりの利用者数が 20 人以上である建物に居住する利用者に訪問介護を行った場合は 100 分の 90 に減算される」</p>

10 訪問入浴介護および介護予防訪問入浴介護（189 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
191	・「介護報酬（減算）」表中	<p>【「事業所と同一敷地内の建物等に居住する利用者にサービス提供」の項目】</p> <p>「100 分の 90」 → 「100 分の 90 および 100 分の 85」</p> <p>【※の補足事項を追加】</p> <p>「※同一敷地内の建物等居住する利用者に訪問介護を行った場合、事業所の 1 月あたりの利用者数が 50 人未満の場合は 100 分の 90、50 人以上の場合は 100 分の 85 に減算される。また同一敷地内建物等に該当しないが、事業所の 1 月あたりの利用者数が 20 人以上である建物に居住する利用者に訪問介護を行った場合は 100 分の 90 に減算される」</p>

16 地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービス（202 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
203	・トリの吹出し	「9人以下」 → 「18人以下」

17 介護老人福祉施設（208 頁～）

頁	改正箇所	改正内容
209	・「介護報酬（主な加算）」表中	<p>【「口腔衛生管理加算」の項目】</p> <p>「歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月4回以上行った場合」 → 「①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月2回以上行い、②歯科衛生士が、①における入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行い、③歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合」</p>